

**令和4年度 第4回
指定管理者制度第三者評価委員会 結果概要**

福知山市大呂自然休養村センターについて、指定管理者制度第三者評価委員会において審議を行った結果概要は、以下のとおりです。

指定管理施設の概要	施設名：福知山市大呂自然休養村センター 所在地：福知山市字大呂 298 番地の 5 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 指定管理者：合同会社 F N A B A S E 所管部署：産業政策部 農政課 電話番号 0773-24-7041
指導内容等	<p>(1) 指定管理者の法人としての体制等について</p> <p>新たな指定管理者は、その代表者をはじめとする構成員が、これまで従業員として本施設を運営されていたため、施設については十分熟知されているが、今回は独立される形で新たに法人格を取得されて施設運営をされることになる。</p> <p>組織的・財力的には基盤がぜい弱であることについては懸念すべきであり、十分な注意が必要である。</p> <p>(2) 事業の引継ぎや継続性について</p> <p>施設運営にあたってのこれまでのノウハウ等が確実に新たな指定管理者に引き継がれることは、事業の継続性と発展性の観点から非常に重要であり、スムーズな移行が行われるよう調整や確認を行うこと。</p> <p>(3) 業務計画に合わせた事業展開について</p> <p>指定管理者から提出された業務計画を達成するためには、事業開始当初等に施設への投資を計画的に行っていく必要がある。将来の事業発展を見据えたうえで、その後の集客に結びつく投資を出来るだけ早期に進めていくことについて、担当課も積極的に働きかけをするべきである。</p>